

議案第 1 2 号

和光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

和光市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第 3 条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第 5 5 条第 1 項 (法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)</u> の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>病院等 (法第 5 5 条第 1 項に規定する病院等をいう。以下同じ。)</u> に入院等 (同項に規定する入院等をいう。以下同じ。) をした際、市内に住所を有していたもの</p> <p>(3) <u>法第 5 5 条第 2 項第 1 号 (法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)</u> の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>継続して入院等</u> をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していたもの</p> <p>(4) <u>法第 5 5 条第 2 項第 2 号 (法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)</u> の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等</u> の際、市内に住所を有していたもの</p> <p>(5) <u>法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法 (昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号) 第 1 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第 3 条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 5 5 条第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>病院等 (同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)</u> に入院等 (同項に規定する入院等をいう。以下同じ。) をした際、市内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第 5 5 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>継続して入院等</u> をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第 5 5 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等</u> の際、市内に住所を有していたもの</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(平成 2 0 年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の徴収の特例)</u></p> <p>第 2 条 平成 2 0 年度における被扶養者であつた被</p>

<p>第2条 (略)</p>	<p> <u>保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であつた被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u> <u>第1期 10月1日から同月31日まで</u> <u>第2期 11月1日から同月30日まで</u> <u>第3期 12月1日から同月31日まで</u> <u>第4期 1月1日から同月31日まで</u> <u>第5期 2月1日から同月末日まで</u> <u>2 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に係る納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「別に定めることができる」とあるのは、「10月1日以後において別に定めることができる」とする。</u> 第3条 (略) </p>
----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。